

# 中井町生涯学習施設建設基本計画

中井町

2025年3月

## 1. 建設基本計画で目指すこと

この中井町生涯学習施設建設基本計画では、基本構想で定めた(1)集う×憩う=町民が気軽に立ち寄れる地域交流の拠点、(2)学ぶ×教える=多様な学習や芸術文化活動などの生涯学習の拠点、(3)繋がる×交わる=既存施設の連携を生み出す地域連携の拠点をさらに発展させ、中井町のこれからの社会教育に資する生涯学習融合施設(仮称)(以下、生涯学習施設とする)を実現する方策を具体的に定めます。

まず拠点として担う3つの性格をわいがやサロンでの検討を踏まえ、次のようにまとめます。

### (1) 「集う×憩う」拠点:交流機能、多目的ホール機能、外構機能

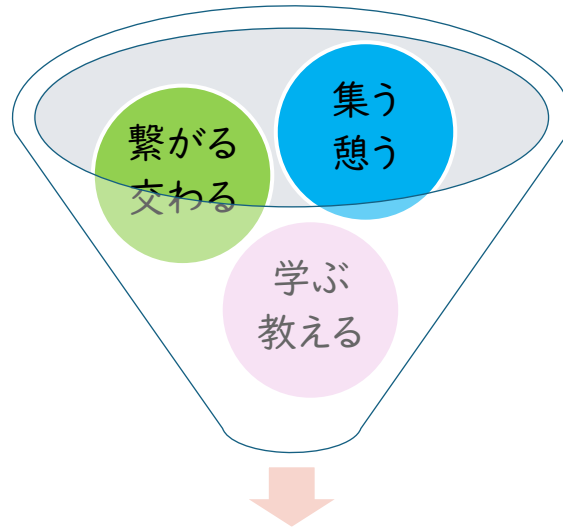
始点、終点、分岐点となるターミナル的な性格があり、日常生活や生涯学習などの多様な目的に応じて気軽に立ち寄れる開放的な空間です。子どもから高齢者まで、また障がい者や外国人など、多世代・多文化の人々が集い、互いの活動や交流を通して憩える拠点となります。

### (2) 「学ぶ×教える」拠点:図書館機能、学習機能、資料館機能

さまざまな情報が充実し、町民一人ひとりの多様な学びのニーズに応えられる学習環境です。また芸術文化活動の発表などを通してお互いの学びを教え合うことで次なる学びの機会を創出し、その学びの過程や成果の蓄積を保存・展示できる拠点となります。

### (3) 「繋がる×交わる」拠点:連携・融合機能、防災機能

さまざまな機能を融合することで多様な利用者が集まる空間を生み出します。町内に点在する既存施設と類似する機能を取り入れながら、施設間の連携・融合、行き来のしやすさを生み出します。こうした連携や融合によって町民同士の関係を深めることで日常からの防災や減災に取り組める拠点となります。



中井町のこれからの社会教育に資する生涯学習融合施設（仮称）

図 1:3 つの拠点性をもつ機能の連携・融合イメージ

## まとめ

生涯学習施設は、社会教育法に基づく公民館を基本とした生涯学習施設であり、計 8 つの機能を担う 3 つの拠点が合わさった施設です。さまざまな機能は個別に存在するわけではありません。前述のとおり、互いに混じり合うこと、連携や融合することでそれぞれの機能の価値をより高めるものです。

同時に機能間の連携や融合を前提とすることで、施設整備での過剰な投資を控えます。たとえば、会議室を各機能が独自に用意することは最小限にし、施設全体で分かち合うことを基本とします。このようにすることで、施設に集う町民が憩うなかで自然に繋がって交わりあい、学んで教えあうようになると期待しています。

今後進む設計・建設や竣工後の利用・運営では、組織や慣習の壁を超えて生涯学習施設を賢く使っていくことが必要です。設計や建設と並行して、賢く使いこなしていく運営計画などを町民と一緒にまとめていきます。この運営計画の検討では、町内にある同種の施設である井ノ口公民館や境コミュニティセンターでも本施設と同等の運営を実現することを目指します。

本計画の末尾につけた付録に事業経緯を整理していますが、新しい生涯学習施設を建設することは中井町民の長年の願いです。第2章で詳しく述べる「比奈窪 56 プラン」が具体化しつつある今は、この願いを実現する絶好の機会です。この機会を確実に生かすために本計画

をまとめます。

## 2. 8つの機能の使い方・使われ方

「集う×憩う」「学ぶ×教える」「繋がる×交わる」という3つの拠点は、交流機能、多目的ホール機能、外構機能、図書館機能、学習機能、資料館機能、連携・融合機能、防災機能という8つの機能を有します。第2章ではこの8つの機能の使い方・使われ方をまとめます。

なお、使い方・使われ方は中長期的には変わっていくものですし、機能に縛られるものではありません。この使い方はこの機能でしかできないというものでもありません。機能を横断した使い方も考えていきます。

### (1) 交流機能

交流機能は主に以下の使い方・使われ方を想定します。なお、計画予定地は神奈川県道77号平塚松田線に接していることを踏まえ、路線バスやオンデマンドバスの充実を視野に入れていきます。

|                  |                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------|
| 町民交流の促進          | 多世代・多文化の人々が気軽に立ち寄って過ごし、交流します。                        |
| コミュニティカフェの実施     | 社会教育の主旨に適う範囲で町民自身が主体となって運営する飲食の場とします。                |
| 送迎や合流等の待ち合わせスポット | 屋内でバスの到着待ちや家族・知人による送り迎え、友人・知人との待ち合わせができます。           |
| 作品・資料や観光・物産の展示   | 町民の文化活動などの作品や郷土資料、観光案内や地域の物産を展示します。                  |
| 過ごしやすい家具・什器の設置   | さまざまなタイプの椅子やソファなどの家具・什器が置かれていて、個人でもグループでも思い思いに過ごせます。 |
| 飲み物の提供           | 給水器や自販機があり、水分補給や持参した水筒への給水ができます（費用負担の有無を運営計画で検討します）。 |

想定面積：約 250 m<sup>2</sup>

想定設備：エントランスロビー、資料展示コーナー、家具・什器、バスロケーションの表示システム、給水器など

社会教育法第 22 条の該当箇所：

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
|   | 1. 定期講座を開設すること。                 |
| ○ | 2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 |
|   | 3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。   |
| ○ | 4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。   |
| ○ | 5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。           |
| ○ | 6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。   |

## (2) 多目的ホール機能

多目的ホール機能は主に以下の使い方・使われ方を想定します。なお、ホールは最大で 500 名程度を収容可能であることを目指します。

|                     |                                                                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 講演会や上映会、<br>各種催事の開催 | 各種講演会や映画などの上映会、中井町民文化祭、はたちのつどい、敬老会といった地域の催しを開催します。また家庭用プラネタリウムなどの投影を行えます。                                             |
| 遊戯・球技等の軽<br>スポーツ    | 外構機能と連携しながら、室内での遊戯・球技などの軽スポーツを行えます。またそのためのスポーツ器具を借りられます。                                                              |
| ダンスや体操の練<br>習       | 全身を確認できる鏡面があり、ダンスや体操の練習に励めます。                                                                                         |
| 音楽演奏や舞台<br>芸術の上演・鑑賞 | 50 名程度が着席して演奏できるステージがあり、グランドピアノなどの音楽演奏や舞台上演を行えます。鑑賞者は主に移動観覧席（ロールバックチェア）から鑑賞します。屋外に接しており、空間を開放することで屋外を舞台や座席としても利用できます。 |

想定面積：約 750 m<sup>2</sup>

想定設備：ホール、ステージ、移動観覧席（ロールバックチェア）、グランドピアノ、舞台袖、調整室、倉庫、大型鏡、更衣室（控室）、防音壁など

社会教育法第 22 条の該当箇所：

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
|   | 1. 定期講座を開設すること。                 |
| ○ | 2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 |
|   | 3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。   |
| ○ | 4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。   |
|   | 5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。           |

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| ○ | 6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 |
|---|-------------------------------|

### (3) 外構機能

外構機能は主に以下の使い方・使われ方を想定します。なお、外構機能は将来的に農村環境改善センターが取り壊された跡地にも広がっていくと想定しています。

|              |                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 健康づくりの支援     | 交流機能や多目的ホール機能、隣接する保健福祉センターと連携しながら、屋外での運動に励めます。そのためのコースの設定や器具の貸し借りを行えます。 |
| 防災・減災の訓練     | 常時（平常時）から非常時（災害時）を意識して、避難時や避難後の訓練を行えます。                                 |
| 屋外でのイベント開催   | 施設内と連動しながら屋外でさまざまなイベントを開催できます（青空市、節分、みんなでラジオ体操など）。                      |
| 屋外アートの展示     | 企画段階から町民が参加して制作する屋外アートを設け、自由に鑑賞できます。                                    |
| 軒下空間や親水環境の活用 | 日影を生かした軒下空間や水路・水源を生かした親水環境を楽しめます。                                       |
| 椅子、ベンチの設置や貸出 | 椅子やベンチを一定数設置するほか、自由に持ち出せる椅子やパラソルなどの貸し借りを行えます。                           |
| ペットとのふれあい    | 動物が苦手な方に配慮してマナーを守りながら、ペットとのふれあいを楽しめます。                                  |

想定面積：未定（設計段階で最終的に確定します）

想定設備：軽運動機器、かまどベンチなどのフェーズフリー製品、屋外アート、屋外テラス、ベンチなど

社会教育法第 22 条の該当箇所：

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
|   | 1. 定期講座を開設すること。                 |
|   | 2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 |
|   | 3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。   |
| ○ | 4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。   |
|   | 5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。           |
|   | 6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。   |

#### (4) 図書館機能

図書館機能は主に以下の使い方・使われ方を想定します。なお、図書館での飲食を一定の範囲で可能とします。

|               |                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 多様な資料へのアクセス   | 開架・閉架あわせて5万点程度(内訳は今後検討し決定)の多様な資料にアクセスできます。また公共施設で導入できる電子書籍やデジタル資源にアクセスできます。 |
| 図書館システムの活用    | 図書館システムによって蔵書の検索や予約、取り寄せができます。                                              |
| ネットワークによる相互貸借 | 神奈川県図書館情報ネットワーク(KL-NET)を通じて県内の他の市町村の図書館や県立図書館から本を借りられます。                    |
| 個人学習席やグループ学習席 | 個人や数名でのさまざまな学習ができる席があり、思い通りの学習スタイルを追求できます。                                  |

想定面積:約 500 m<sup>2</sup>

想定設備:開架エリア、閉架エリア(集密書庫)、郷土資料展示コーナー、閲覧席、学習席、事務室、作業室など

社会教育法第22条の該当箇所:

|                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| <input type="radio"/> | 1. 定期講座を開設すること。                 |
| <input type="radio"/> | 2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 |
| <input type="radio"/> | 3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。   |
| <input type="radio"/> | 4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。   |
| <input type="radio"/> | 5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。           |
| <input type="radio"/> | 6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。   |

#### (5) 学習機能

学習機能は主に以下の使い方・使われ方を想定します。

|           |                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------|
| 学習室       | 各自が自由に学習に励めるほか、学校教育と連動したさまざまな学習講座や町職員による出前講座に参加できます。 |
| スタジオやアトリエ | 音楽、手芸、工作、料理をはじめ、さまざまな趣味、レクリエーションに取り組めます。             |
| オンライン会議室  | テレワーク、リモートワークでのオンライン会議や大学などのオンライン授                   |

## 中井町生涯学習施設建設基本計画

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
|        | 業に参加できます。                            |
| 多目的な和室 | 舞踊や茶事などに利用できるほか、災害時などには避難所として利用できます。 |

想定面積：約 600 m<sup>2</sup>

想定設備：会議室、和室、アトリエ、スタジオ、作業室、郷土資料展示など

社会教育法第 22 条の該当箇所：

|                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| <input type="radio"/> | 1. 定期講座を開設すること。                 |
| <input type="radio"/> | 2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 |
| <input type="radio"/> | 3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。   |
| <input type="radio"/> | 4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。   |
|                       | 5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。           |
| <input type="radio"/> | 6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。   |

### (6) 資料館機能

資料館機能は主に以下の使い方・使われ方を想定します。

|           |                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 常設展示      | 歴史、文化、伝統、自然、災害などに関する展示（実物やレプリカにさわれるハンズオン展示、デジタル郷土資料館などを生かしたデジタル展示を含む）を常設します。  |
| 企画展示      | テーマ性のある企画でのさまざまな展示を入れ替えて展示します。                                                |
| 資料の保存・保管  | 旧・郷土資料館の収蔵品のうち、重要性が特に高く丁寧な保存が必要な文化財や資料を保存・保管します。                              |
| 専門的な調査・研究 | 収蔵している文化財や資料、新たに発見した文化財や資料についての調査・研究に、町民も参加できます。こうした調査・研究を踏まえて、展示内容を更新していきます。 |

想定面積：400 m<sup>2</sup>

想定設備：収蔵庫、展示室、資料整理室など

社会教育法第 22 条の該当箇所：

|                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
|                       | 1. 定期講座を開設すること。                 |
| <input type="radio"/> | 2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 |
| <input type="radio"/> | 3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。   |

## 中井町生涯学習施設建設基本計画

|  |                               |
|--|-------------------------------|
|  | 4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 |
|  | 5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。         |
|  | 6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 |

### (7) 連携・融合機能

連携・融合機能は主に以下の使い方・使われ方を想定します。

|               |                                                                      |
|---------------|----------------------------------------------------------------------|
| 事務室、管理室       | 事務室、管理室は機能別に分けず、全機能が一体となって同じ部屋で業務を行います。                              |
| トイレ           | インクルーシブデザインの考えに基づき、多様なニーズを満たすトイレを設けることで、だれもが安心して来館し、過ごせます。           |
| 子育て支援、子どもの見守り | 男性用・女性用の授乳室を設けるなど、子どもと安心して来館し、過ごせます。また子どもだけでの来館に対しては、周囲の大人が見守りに努めます。 |
| インクルーシブな配慮    | カームダウン・クールダウン室でだれでも気分を落ち着かせることができます。                                 |
| 荷物の一時預かり      | 荷物や衣服を本施設の利用中に一時的に預けられます（ロッカーを想定）。                                   |

想定面積：約 500 m<sup>2</sup>

想定設備：事務室、管理室、トイレ、授乳室、カームダウン・クールダウン室、ロッカーなど

社会教育法第 22 条の該当箇所：

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
|   | 1. 定期講座を開設すること。                 |
|   | 2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 |
|   | 3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。   |
|   | 4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。   |
| ○ | 5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。           |
|   | 6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。   |

### (8) 防災機能

防災機能は主に以下の使い方・使われ方を想定します。

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 防災備蓄倉庫の設置 | 本施設の内外に防災備蓄倉庫を設置し、非常時への備えとします。 |
|-----------|--------------------------------|

|                |                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------|
| フェーズフリーの実現     | 施設全体で他の機能の設置場所において日常時（平常時）と非常時（災害時）の区別なく防災・減災に取り組む機器・製品を設置します。 |
| 非常時（災害時）の避難所開設 | 学習機能に設ける和室などを非常時（災害時）には避難所として開設・開放します。                         |

想定面積:0 m<sup>2</sup>

想定設備:防災備蓄倉庫など

社会教育法第 22 条の該当箇所:

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
|   | 1. 定期講座を開設すること。                 |
|   | 2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 |
|   | 3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。   |
|   | 4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。   |
|   | 5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。           |
| ○ | 6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。   |

### 3. 整備方針

#### (1) 基本理念

本施設の基本理念は、基本構想で定めたとおり、『学びから始まる「里都まち♡なかい」交流のシンボル』です。この基本理念は整備方針でも常に意識し、学校教育、家庭教育と並ぶ社会教育を実現する本施設での学びが、「里都まち♡なかい」交流のシンボルとなることを目指します。

#### (2) 比奈窪 56 プラン

現在、中井町役場がある比奈窪 56 エリアには、役場本庁舎以外にも保健福祉センター、農村環境改善センター、郷土資料館（R7.3.31 閉館）、駐車場が立地するなど、中井町の公共施設が集約されています。

本計画では閉館中の郷土資料館が立地する役場東側用地に生涯学習施設を整備し、整備後に農村環境改善センターを取り壊します（除却）。一連の事業が進むと、比奈窪 56 エリア一帯の風景は大きく変わるでしょう。その意味で本計画は、単に生涯学習施設を整備するだけでなく、比奈窪 56 エリアの風景やランドスケープをつくり変えていくものです。

このようなランドスケープに大きな変化を与える際は、数十年単位の中長期的な視点でこの地域一帯（エリア）のあり方を熟慮することが必要です。この際、重要となるのがこの土地を単なる敷地と考えるのではなく、価値を生み出す力をもったエリアと考えることです。

この考え方を的確に表す言葉として、「敷地に価値なし、エリアに価値あり」というものがあります。単独の敷地だけで発想するのではなく、エリア一帯から発想するということで、「エリアマネジメント」という考え方が重要です。本計画でもこの考え方に立ち、生涯学習施設を整備する敷地だけを考えるのではなく、生涯学習施設を整備することが比奈窪 56 エリア全体の価値にどう影響していくかを考えていきます。このような考え方を「比奈窪 56 プラン」と名づけ、本計画の重要な柱とします。今後の設計では比奈窪 56 プランの対象地域全体でランドスケープの検討を進めていきます。

### （３） 面積・費用の条件

建築面積：1500 m<sup>2</sup>（設計段階で最終的に確定します）

延床面積：約 3000 m<sup>2</sup>（設計段階で最終的に確定します）

想定階高：地上 2 階以上（設計段階で最終的に確定します）

想定工事費：23 億 5000 万円（税込）

想定工事費は 2024 年 11 月時点での見積などに基づくものです。世界的な物価上昇が続いていることから、今後の上昇を見込んでおく必要があります。また什器、図書、情報システムなどは別途計上します。

### （４） 施設の設計・整備に関する基本的要件

本施設の設計・整備にあたっては以下の基本的要件を十分に満たすことを必要条件とします。これらの要件は本施設の竣工後もあとで述べる運営計画によって随時更新されていきます。

- ・ 共生をさらに引き出す包摂性  
ユニバーサルデザインから進んだインクルーシブデザインの考え方に基づき、中井町での多文化・多世代の共生を引き出すこと
- ・ 比奈窪 56 エリア一帯を牽引するデザイン性  
田園風景を大事にして悪目立ちせず、比奈窪 56 エリア一帯の将来計画の中心施設とし

て求心力をもち、数十年の時間を経て輝いてくる熟慮されたデザインであること

- ・ 生活の質（QOL）を保障するフェーズフリー性  
日常時（平常時）と非常時（災害時）の区別なく生活の質（QOL）を保障し、防災・減災の取り組みがハードとソフトの両面で組み込まれていること
- ・ 社会教育を促進する DX  
本施設に来訪しての利用だけでなく、自宅などの遠隔からでも本施設が提供する機能を利用できるなど、デジタル技術がある喜びを感じられる環境が実現していること
- ・ ハードとソフト両面での環境配慮の徹底  
中井町環境基本計画に基づき、ハード面では ZEB（Net Zero Energy Building）の推進や利用する際に不要な廃棄物排出を発生させないこと
- ・ ライフサイクルコストを低減する維持管理の仕組み  
竣工後、最低でも 50 年は続く本施設の維持管理で後年のライフサイクルコストを低減できるように具体的で現実的な維持管理の仕組みをもつこと

## （5） 敷地利用方針

本計画の予定地は以下を予定しています。まずこの計画予定地に本施設を整備します。

## 中井町生涯学習施設建設基本計画

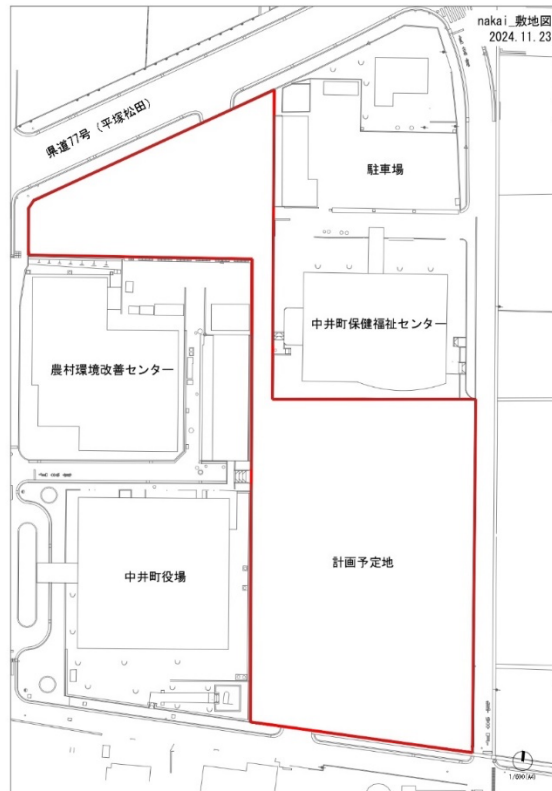


図 2: 計画予定地

比奈窪 56 プランのエリア全体は以下の図のようになります。ただし、あくまで本計画策定段階での想定であり、今後変更になることがあります。

今後の設計・施工は敷地利用が段階的に変わっていくことを前提にして進めていきます。

## 中井町生涯学習施設建設基本計画

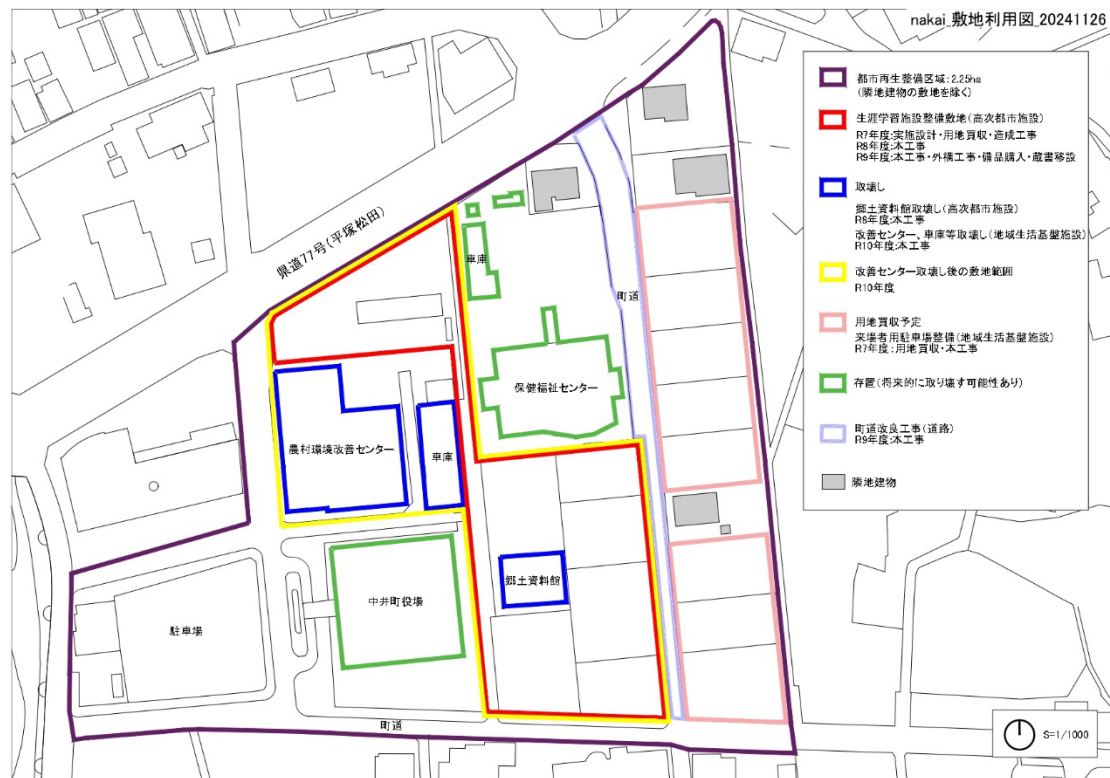


図 3: 比奈窪 56 プランのエリア図

#### 4. 中井町のこれからの社会教育に資する生涯学習融合施設

## (仮称)の概要

## (1) スケジュール

設計期間:2025 年 4 月~2026 年 3 月(12ヶ月)

施工期間:2026 年 4 月~2027 年 10 月(19ヶ月)

利用開始:2027 年 12 月

## (2) 計画概要

用途:公民館(社会教育法第 20 条に基づく施設)

階数:地上 2 階以上(設計段階で最終的に確定します)

付帯施設：駐車場 120 台程度、駐輪場 60 台程度、防災備蓄倉庫（設計段階で最終的に確定します）

なお、上記の駐車場、駐輪場は本施設専用のものです。駐車・駐輪可能台数は設計段階で最終的に確定します。なお、比奈窪 56 エリア全体で確保する駐車場、駐輪場が別にあります。

### （３） 敷地概要

件名：中井町のこれからの社会教育に資する生涯学習融合施設（仮称）

所在地：神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

敷地面積：約 4800 ㎡

用途地域：市街化調整区域

防火地域：指定されていません

想定浸水深：0.5m～3.0m

農振農用地：含まれます

高度地区：指定されていません

日影規制：該当しません

容積率：100%

建ぺい率：50%

### （４） 敷地周辺の状況

周辺地域の状況

比奈窪 56 番地は都市計画法の市街化調整区域にあたります。この区域での開発行為には各種の規制がありますが、「図書館、公民館等の公益上必要な建築物のうち周辺の土地利用上支障がないものの建築のためのもの」（都市計画法第 29 条）は、規制対象外の開発行為に該当します。

周辺地域はすでに「比奈窪 56 プラン」として重要なエリアとなっています。中長期的な視点で有効な利用を進めていく必要があります。

敷地の東側と南側は民間用地であり、一般住宅や農地が点在しています。交通面での安全性確保や早朝・夜間の静音性の確保など、近隣住宅に十分な配慮と調整を図る必要があります。

#### 周辺道路の状況

敷地東側道路と敷地南側道路は 42 条 1 項 1 号道路（神奈川県指定道路マップ）に該当します。敷地北側道路は神奈川県道 77 号平塚松田線です。この県道は、町内の幹線道路となっています。また町民が日常的に利用する路線バスの走行路となっています。

## 5. 中井町のこれからの社会教育に資する生涯学習融合施設

### （仮称）の基本計画図

#### （1） 配置計画

比奈窪 56 エリアの計画予定地に本施設を以下のように配置することを試験的に検討しています。最終的な配置計画は今後実施する設計者選定プロポーザルでの提案を踏まえて決定していきますので、配置検討図は参照するに留めてください。

## 中井町生涯学習施設建設基本計画

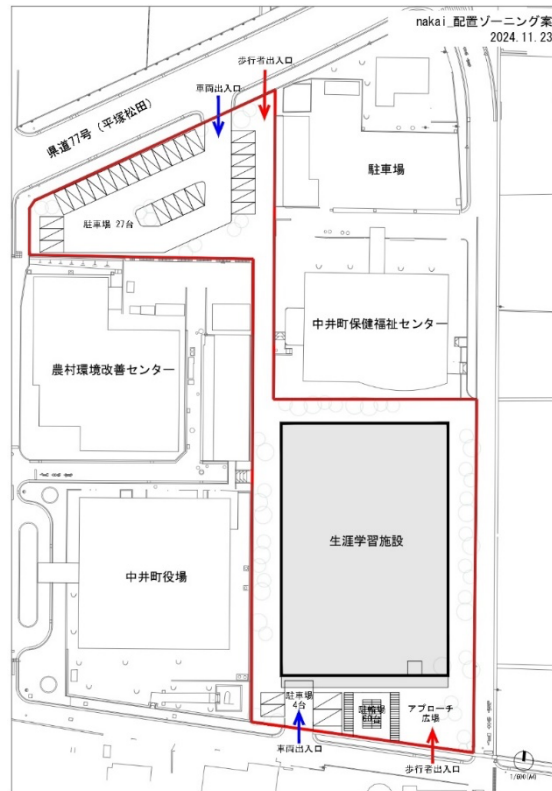


図 4: 配置検討図

## (2) 平面計画

配置計画に基づき、諸室を以下のように配置することを試験的に検討しています。最終的な平面計画は今後実施する設計者選定プロポーザルでの提案を踏まえて決定していきますので、平面検討図は参照するに留めてください。

## 中井町生涯学習施設建設基本計画



図 5: 平面検討図

## 6. 今後の進め方

### (1) 設計者の選定と求める設計者像

本計画でまとめた施設を設計する建築士を選定するために、設計者選定プロポーザルを行います。プロポーザルは優れた建築設計を実現するために有効な方法の一つで、「案ではなく人を選ぶ」方法です(参考:国土交通省「プロポーザルを始めよう!—質の高い建築設計の実現を目指して—」)。

求める設計者像は、単に本施設だけを設計する人物ではなく、比奈窪 56 プランを踏まえて長期的な視野でエリア全体の未来に責任を負える人物です。比奈窪 56 プランの中心となる本施設は 50 年以上使い続けることが前提となります。この先の半世紀という長い時間に設計者として持続的に関わり、責任を持てる可能性についても重視します。

設計者に求められるのは、建築設計の世界だけに閉じず、さまざまな分野の専門家、そして中井町の町民と協働し共創できることです。特にデジタル・トランスフォーメーション(DX)など

の動向を深く理解し、これからの半世紀で起こってくる社会の変化を先取りすることが必要です。情報設計 (Information Architecture) などの知見も不可欠です。

ですが、設計者だけですべての能力を満たすことはできません。だからこそ異なる分野の専門家や中井町民 (加えて生涯学習活動を行うサークル・団体) と対等な立場で協働できると、その結果として共創できることを重視するのです。

## (2) 運営体制の検討と運営計画の策定

本施設の設計が進むのと並行して、この施設をどのように運営していくのかを検討していきます。その検討を踏まえて、本施設の具体的な運営体制を検討し運営計画を策定します。この際、重要なのが運営体制を支える 2 つの仕組みをつくりあげることです。1 つは専門的な人材を確保することです。もう 1 つはその人材を核として町民協働を進めていくことです。

現在、中央教育審議会に「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」という諮問がなされ、生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会で審議が進められています。この審議では社会教育主事や社会教育士の役割が詳しく論じられており、今後の社会教育施設や生涯学習施設の中核を担う人材像がいままで以上に具体的になると思われます。運営体制の検討では、このような政策動向を踏まえることが重要です。

専門的な中核人材と対をなすのがさまざまな得意分野をもつ町民です。すでにまちづくりパートナー制度によって、町民との協働のまちづくりを推進する体制が整っています。このような仕組みや制度を生かしながら、町と町民が協働して本施設を運営していくことを今後検討していきます。

## (3) 想定するリスク、その対処見通し

本施設の設計・施工にあたって考えておかななくてはならないことが 2 点あります。1 つがスケジュールの遅延で、もう 1 つが工事費などの諸費用の高騰です。この 2 点は個別の課題ですが、同時に密接に関係もしています。というのは、スケジュールが遅延すれば、現在の物価の高騰の影響をより一層受けるからです。

スケジュールを再掲します。

設計期間: 2025 年 4 月～2026 年 3 月 (12 ヶ月)

施工期間: 2026 年 4 月～2027 年 10 月 (19 ヶ月)

## 中井町生涯学習施設建設基本計画

利用開始:2027 年 12 月

このスケジュールを遅延なく進めるためには中井町(町民も含まれます)、計画や設計の受託者・支援者が一体となって事業に取り組む必要があります。この際、具体的な対処方法として設計監修者を立て、設計者の業務工程管理に助言する体制をとります。また設計者の選定にあたっては中井町に寄り添えることを重視します。

諸費用高騰については、現在有効な手立ては限られています。特段の理由がない限り、特別な資材を用いないなどの対処は図りますが、世界的な政治・経済の動向が根本にあることと向き合う必要があります。具体的には工事発注前に工事事業者と事前対話などを重ね、現実的な価格動向の調査を徹底します。また価格上昇の速度に応じて、ときには柔軟に予算を組み替えることも必要になると思われます。こういった状況の中井町全体で共有し、素早い意思決定を図れるように努めます。

以上

## 付録

### 中井町での生涯学習施設の検討経緯

|       |              |                                            |
|-------|--------------|--------------------------------------------|
| 第 1 期 | 2006～2007 年度 | 生涯学習施設等整備検討会                               |
|       | 2008 年度      | 農村環境改善センターの増改築及び新築を検討                      |
|       | 2009～2010 年度 | 生涯学習施設等整備検討委員会、地域懇談会                       |
|       | 2011 年度      | 生涯学習施設建設準備委員会                              |
| 第 2 期 | 2012～2014 年度 | 内部調査期間                                     |
|       | 2015 年度      | 第三次中井町生涯学習基本計画                             |
|       | 2016 年度      | 中井町生涯学習施設建設基本構想                            |
|       | 2017 年度      | 中井町社会教育委員会議「生涯学習施設ワークブック」                  |
|       | 2018 年度      | 中井町議会「図書室の抜本的改善を求める決議」                     |
| 第 3 期 | 2019～2023 年度 | 内部調査期間                                     |
|       | 2024 年度      | わいがやサロンの開始、中井町生涯学習施設建設基本構想、中井町生涯学習施設建設基本計画 |

### わいがやサロンの実施記録

第 3 期の検討はわいがやサロンという町民全員に開かれた場で行われました。わいがやサロンでは以下のわいがやサロン 3 箇条を掲げています。

#### わいがやサロン 3 箇条

第 1 条：毎回参加しなくても大丈夫！

申込不要！来れる時に直接会場へお越しください。ひとりでも、お友達・ご家族といっしょでも、それぞれのペースで、出入りが自由なサロンです。

第 2 条：参加対象は無条件

小学 5 年生以上からシニアまで。ちいさいお子さんが声を上げたり動いたりしても大丈夫です。みんなでリラックスして対話しましょう。

第 3 条：町民みんなが検討委員会のメンバー！

新しいハコモノ（施設）を建てるとき、良く開催されるのが「有識者会議」。

でも本当に必要なのはその施設を使うみなさんの声です。

里都まちなかい「わいがやサロン」では、参加者みんなが検討メンバーです！

2024 年度の開催記録は以下のとおりです。

## 中井町生涯学習施設建設基本計画

2024 年 6 月 14 日 (金) 1 回目: キックオフ!

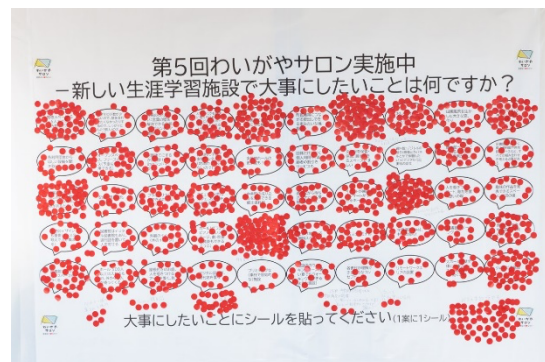
2024 年 7 月 20 日 (土) 2 回目: 先進事例を見に行こう!

2024 年 8 月 9 日 (金) 3 回目: 視察報告

2024 年 9 月 14 日 (土) 4 回目: 講師招待

2024 年 10 月 20 日 (日) 5 回目: アイデア投票

2024 年 11 月 23 日 (土・祝) 6 回目: まとめ



なお、各回の詳細は中井町わいがやサロン公式 note をご覧ください。

中井町わいがやサロン公式 note

<https://note.com/waigayasalon/>

## 奥付

発行者名: 中井町

発行日: 令和 7 年 3 月